

契約条項

貸受人（以下甲という）は、株式会社マックスサーブ（以下乙という）から乙が所用する機材を借り受けるについて、別に特約がある場合を除いて次の通り契約する。

機材貸出

1. 甲は借受機材につき責任を持って使用し、保管し、使用場所の移動、または質入、転貸譲渡等乙の所有権を害することをしてはならない。
2. 甲は乙から書面により承認を得た場合の他、貸出現状のまま返却すること。
3. 甲は契約使用期限を厳守しなければならない。ただし甲は乙に使用期間の延長申込を事前に連絡し、延長料金を確認した上で乙の承認がある場合はこの限りではない。

レンタル料金

1. 甲の乙に対するレンタル料金の支払いは次の通りとする。
 - イ) レンタル料金は乙の提示したレンタル価格によるものとする。
 - ロ) 初回時に限り会員登録費用を支払うものとする。
 - ハ) イ)、ロ) 項の甲の乙に対する支払いは機材借受時に全額振込を原則とする。

機材の減失・毀損

1. 甲は乙より借り受けた機材を使用する前に十分点検し故障の有無を改め確認し、その後使用中に故障が生じ作業に支障損害が生じても、その責任は損害について乙は負担しない。
2. 甲の責めによる事由に基づき物件を減失（修理不能・所有権の侵害を含む）、毀損（所有権の侵害を含む）したときは、甲は乙に対して代替物件（新品）の購入代価相当額または物件の修理代を支払うものとする。

物件返還遅延損害金

1. 甲が乙に対して、事前連絡せず物件の返還を遅延したときは、甲は契約したレンタル終了日の翌日から返還日まで、当初契約した基本料金相当の遅延損害金を支払うものとする。なお、1週間以内の日数はその端数を切り上げ1週間とみなし、日割計算は行わない。

契約解除

1. 甲が次の各項に該当する時は本契約は解除され借受機材は直ちに乙に返却されなければならない。
 - イ) 本契約のいずれかに違反したとき。
 - ロ) 強制執行、仮処分、仮差押を受けたり、甲の信用状況に著しい変化が生じたとき。
2. 乙は必要に応じて本契約に基づく権利を行使したり、義務を履行させることが出来る。この場合乙は甲にその旨を通知する。

管轄裁判所

1. 本契約について紛争が生じたときの管轄裁判所は東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

株式会社マックスサーブ

私、(貴社名) _____ は株式会社マックスサーブ
の契約条項に同意し、それを厳守します。

会社名 _____

社印

貸出先住所 〒 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

部署名 _____

担当者署名 _____

印

■ _____ 年 月 日より _____ 年 月 日までレンタル希望